

平成28年度 九州大学法科大学院 入学試験問題

第2次募集

論文試験

(注意事項)

- 一 本試験問題は指示があるまで開かないこと。
- 二 本試験問題は（この表紙と白紙を除き）6頁、解答紙は3枚である。「始め」の合図があったら、それぞれ確認し、解答紙のすべてに受験番号を記入すること。
- 三 解答文は横書きとし、所定の解答欄に記入すること。
- 四 論文試験の筆記具は、B又はHBの鉛筆又はシャープペンシルを使用することとし、それに従わない答案は無効とする。
- 五 ラインマーカー及び色鉛筆の使用は、問題検討のために、問題用紙及び答案構成用の下書き用紙に限り許可する。

以下の文書は、加藤尚武『現代倫理学入門』（講談社学術文庫、1997年）第11章「他人に迷惑をかけなければ何をしてもよいか」からの抜粋であり、筆者は、J. S. ミル（塩尻公明＝木村健康訳）『自由論』（岩波文庫、1971年）を引用しながら、議論を展開している。以下の文書をよく読んで、問(1)～(3)に答えなさい。

【出典】加藤尚武『現代倫理学入門』（講談社学術文庫、1997年）。なお、出題にあたり、修正した箇所がある。

問(1) 筆者は、下線部———において、「自由主義の原則」を「①判断能力のある大人なら、②自分の生命、身体、財産にかんして、③他人に危害を及ぼさない限り、④たとえその決定が当人にとって不利益なことでも、⑤自己決定の権限をもつ」と要約している。しかし、このような要約の仕方に対しては、〈筆者が説明する「**愚行権の根拠**」は、「自己決定の権限の根拠」と言い換えても差し支えないものであり、自由主義の原則として、④の条件を挙げる必要はない〉との指摘が考えられるところである。このような指摘は適切だろうか。500字以内で書きなさい。

[配点：90点]

問(2) 筆者は、下線部———において、「自由主義の原則」の第3の条件である「他者危害の原則」に関する難問を「他者危害の原則は、厳密には存在しないアトム・モデルに依存している」ことであると説明している。このような説明は妥当だろうか。500字以内で書きなさい。

[配点：80点]

問(3) 筆者は、「**他者への危害**」、「**愚行の権利**」について論じるにあたり、点線部-----のように、タバコを吸うことを具体例として挙げている。そこで、「**愚行権の根拠**」、「**狂信的干渉の害**」についても、タバコを吸うことを具体例として、議論を敷衍し、さらに展開しようとするならば、どのような記述が考えられるだろうか。500字以内で書きなさい。

[配点：80点]